

秋田県聴覚障害者支援センター通信

第5号

2021.7発行

みみコミ Ver.2.0

電話リレーサービスが始まりました

令和3年7月1日より公共インフラとしての電話リレーサービスが開始しました。電話リレーサービスとは、聴覚障害者、難聴者、発話困難者（以下、きこえない人）と、きこえる人（聴覚障害者等以外の人）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関(119番、110番等)への連絡も可能となります。きこえない人が利用するには、事前に利用登録が必要になります。



○利用にあたって必要なもの
インターネットにつながる端末
(パソコン、スマートフォン・タブレット)

利用にあたっては、アプリをダウンロードした端末からオンラインで申込、または、郵送での申込のいずれかで登録が必要となります。

なお、スマホ端末やタブレット端末をお持ちでなく、パソコンのみで利用する場合の登録は、郵送のみとなりますのでご注意ください。

※7/13時点ではアプリでのみ申請が可能です。

電話リレーサービスのWEBサイトでは、手話による登録の方法を説明した動画が掲載されています。

一般財団法人日本財団電話リレーサービス

<https://nftrs.or.jp/>

なお、6月末日まで提供されていた「日本財団電話リレーサービス・モデルプロジェクト」とは異なり、利用する場合は通話料が発生します。プランは2種類。通話料が安くなる月額料のあるプランと通話料は高くなるが月額料の発生しないプラン。適宜変更が可能ですので、自分の使い方にあった契約を選択できます。

・月額料ありプラン

※通話料はいずれも1分あたり
月額料1番号あたり 178.2円 (税抜 162円)
固定電話着 5.5円 (税抜 5円)
携帯電話着 33円 (税抜 30円)
緊急通報、フリーダイヤル 無料

・月額料なしプラン

※通話料はいずれも1分あたり
固定電話着 16.5円 (税抜 15円)
携帯電話着 44円 (税抜 40円)
緊急通報、フリーダイヤル 無料

秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について

秋田県では、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました。（令和3年8月1日施行）

条例では、県、県民、事業者、交通安全団体のそれぞれが担う責務が示されており、道路交通に関する法令及び交通事故防止に関する知識の習得や自転車の安全で適正な利用のために必要な措置の実施が求められております。

また、自転車損害賠償責任保険等への加入が令和4年4月1日から義務化されます。自転車損害賠償責任保険等とは、「自転車利用中の交通事故によって生じた他人の生命又は身体の損害を補償する保険又は共済」のことで、自動車や火災保険等の特約として付帯していることもあり、すでに加入している場合もある事から、まずは自分が加入している保険を確認してみてください。

県内では、歩行者と自転車が衝突する交通事故が毎年発生し、はねられた歩行者が亡くなった痛ましい事故も発生しております。

自転車の基本的な交通ルールを守って安全に利用するために、自分の自転車の使い方を見直す機会としましょう。

巡回相談会 & ミニサロン 開催予定

「巡回相談会 & ミニサロン」を今年度も実施しております。今後の予定は下記のとおりとなります。ろうあ者相談員と手話通訳者が巡回します。皆様のお越しをお待ちしております。

◎開催時間 10:00～15:00（※各日とも12:00～13:00 昼休）

○大館市

○秋田市

開催日：9月16日（木）

開催日：9月23日（祝・木）

○男鹿市

開催日：10月14日（木）

会場につきましては、決まり次第HP等でお知らせします。



発行元：〒010-0922

秋田県秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5階 秋田県聴覚障害者支援センター
TEL:018-874-8113 FAX:018-862-1820 MAIL:akita-chokaku@fukinoto.or.jp

令和3年度 意思疎通支援者養成事業について



秋田県手話通訳者養成研修会

★手話通訳Ⅰ○開催地：秋田市 ○受講生：10名
○期 間
令和3年6月12日～4年1月22日 全19回

★手話通訳Ⅱ○開催地：大館市 ○受講生：4名
○期 間
令和3年5月15日～11月27日 全30回

★手話通訳Ⅲ○開催地：由利本荘市○受講生：9名
○期 間 令和3年7月3日～9月25日 全10回

★要約筆記者養成講座(パソコン)

○期 間
令和3年7月3日～11月13日 全23回
○開催地 ○受講生
秋田市 9名



★盲ろう者向け通訳・介助員養成講座

○期 間
令和3年6月 1日～8月10日 全9回
○開催地 ○受講生
秋田市 9名



今年度は手話通訳、要約筆記、盲ろうのすべての部門で講座・研修会を始める事ができて大変うれしく思っておりますが、コロナの影響は続いており感染症対策を実施し、安全に配慮して進めております。

派遣実績

	手話通訳			要約筆記			盲ろう者向け通訳介助		
	4月	5月	6月	4月	5月	6月	4月	5月	6月
市町村事業	9	8	10	0	0	3 (手)	—	—	—
県事業	4月	5月	6月	4月	5月	6月	4月	5月	6月
	10	2	18	4 (パ)	0	1	13	12	16

Evacuation Information (Revised)

令和3年5月20日から

避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
4	避難指示※2	避難指示(緊急) 避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ自らの行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

Evacuation Information (Revised)

Scan to get this information in your own language.

English	繁体中文	繁體中文	한국어	Español
Portuguese	Tiếng Việt	ភាសាខ្មែរ	ភាសាភូមិ	မြန်မာစာ
Tagalog	Bahasa Indonesia	සිංහල	മലയാളം	QR Translator

内閣府(防災担当)・消防庁

2021年5月20日(木)、災害対策基本法が改正され、市町村が発令する避難情報が大きく変更になりました。

警戒レベル4にあたる「避難勧告」と「避難指示」が一括化され、「避難勧告」は廃止されました。今後は、これまで避難勧告の発令されていたタイミングで避難指示が発令されることとなります。

レベル5は災害が切迫しているか既に災害が発生している段階で、そこから避難を開始することが困難となるような状況です。レベル4の避難指示の段階までに避難を行うことが重要です。

これまで市町村長が発令する避難情報には、

- ・ 災害発生情報 (レベル5)
- ・ 避難指示 (レベル4)
- ・ 避難勧告 (レベル4)
- ・ 避難準備・高齢者等避難開始 (レベル3)

の4種類が存在しました。

今回の法改正で条文から避難勧告に関する記述が削られ、

- ・ 緊急安全確保 (レベル5)
- ・ 避難指示 (レベル4)
- ・ 高齢者等避難 (レベル3)

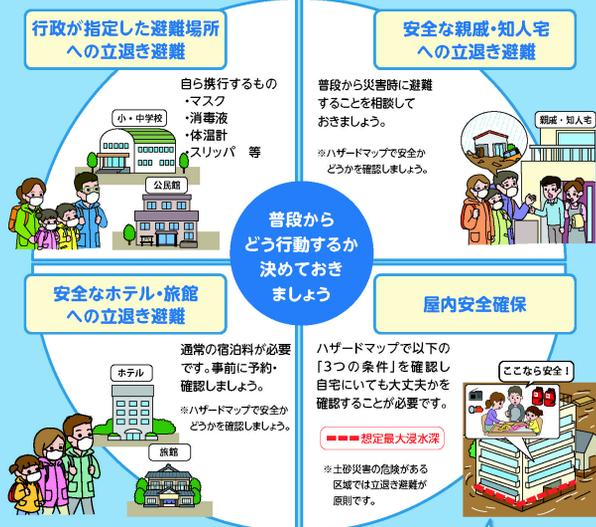
の3種類になりました。

警戒レベルは住民が取るべき行動を直感的に理解出来るよう、数字でリスクを分類したものです。数が大きいほど災害発生リスクが高く、レベル5が最大です。

避難情報が出ていない場合でも、「自らの命は自ら守る」という意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、身の危険を感じたら、ためらうことなく自主的に避難する等、適切な避難行動とるに心がけましょう。

「避難」って何すればいいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「避」を「避」けること。下の4つの行動があります。



3つの条件が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- 1 家屋倒壊等危険想定区域に入っていない (については...)
 流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります
 地盤が崩れれば家は建物ごと崩壊するおそれがあります
- 2 浸水深より居室は高い
 5m~10m未満 (1階上~2階下)
 3m~5m未満 (1階上~1階下)
 0.5m~3m未満 (1階上~1階下)
 0.5m未満 (1階下)
- 3 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと...)
 水、食糧、家の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります

※家屋倒壊等危険想定区域や水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。
 豪雨時の屋外の移動は最も危険です。やむをえず車中泊の場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。